

世界を見る眼

【特集】新型コロナの韓国経済への影響と政府の対策

第2回 新型コロナが韓国の小商工人と中小企業に与えた影響と政府の対策

金 炫成

2021年4月

(5,726字)

*写真、図表は文末に掲載しています

三極化する COVID-19 の影響

2020年1月に初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者が発見されて以来、韓国の中小企業、とりわけ約315万人（2016年末基準）と推計される小商工人（自営業者など小規模事業者）¹に深刻な影響を与えている。2021年2月、インバウンド向けと国内のファッション市場をリードしてきた東大門市場にある床面積4m²のミニ店舗が、鑑定評価額の6%に過ぎない565万ウォンで落札されるなど²、とくに内需の委縮が浮き彫りになっている。1年間（2020年第1四半期～2020年第4四半期）の商業用ビルの空室率を見ても、中・大規模ビルにおいては11.7%から12.7%に、小規模ビルにおいても5.6%から7.1%に上昇している³。

小商工人と中小企業の景況判断を示す図1からもその深刻さは見えてとれる。2020年1月に比べて2021年1月は規模を問わず下がっており、特徴的なのは規模別に三極化している点である。中企業より小企業のほうが、小企業より零細な小商工人のほうが景気展望は暗く、その変動率も激しい。2021年1月の中小企業の景況判断を業種別に見ると、宿泊・飲食業（30.6）、芸術・スポーツおよびレジャー関連サービス業（33.6）をはじめとする内需関連のサービス業（平均61.1ポイント）への打撃が大きい半面、製造業への影響（平均で74.1）は比較的小さい。製造業においても、皮・かばん・靴（51.6）と繊維製品（59.6）など、COVID-19以前から斜陽化してきた業種は暗い状況が続いている。さらに、中小企業中央会がソウル市の小規模事業者1021人を対象に2020年9月に実施したアンケート調査⁴によると、89.2%が「2019年上半期に比べて、2020年上半期の売上額が減少した」と回答しており、小規模であればあるほど、より深刻な影響を受けている。

小商工人向け対策——普遍・少額・迅速さ重視の現金給付

小商工人を対象とする COVID-19 対策は、2020 年 8 月までは低利資金の融資支援や政府系金融機関の裏付けによる保証など、従来型の金融支援が軸になっていた。2020 年 3 月 24 日の「第 2 次非常経済会議」で発表された金融安定パッケージ案には、小企業・小商人・自営業者に対し計 20.5 兆ウォン規模の金融支援策が盛り込まれるなど、2021 年 1 月 8 日までの 9 カ月間で約 18.3 兆ウォンの低利資金の融資と保証支援を行った⁵。

転機となったのが、第 2 回緊急災難支援金の一環で 2020 年 9 月に始まった、約 3 兆 2000 億ウォンの「新たな希望資金」と名付けられた給付金であり、小商工人を対象とする初の現金支給である。一般業種（前年同期比で売上額減少）、COVID-19 によって営業制限がかけられた特別被害業種（集合制限業種⁶と集合禁止業種⁷）を指定し、約 290 万人に 100 万～200 万ウォンを支給した（表 1）。2000 年代からの電子政府化の推進によって蓄積した国税庁と地方自治体のデータベースを活用し、中小ベンチャー企業部と小商工人市場振興公団が該当する小商工人の携帯電話に SMS（Short Message Service）案内⁸を発信し、それに基づいてオンラインで申請する仕組みをとった。2021 年 1 月からは、第 3 回緊急災難支援金の一環として、小商工人を対象とする第 2 弾の現金支給である「支え木資金」が給付されている（表 1）。対象者は「新たな希望支援」とほぼ同じで、前回より増額した 100 万～300 万ウォンを約 270 万人に支給する内容である。2021 年 2 月末時点で、第 3 弾の現金支給が検討されており、予算制約の兼ね合いから支給対象者をより絞ろうとする政府案と幅広い支給を維持しようとする与党案が、それぞれ浮上している。

他に、COVID-19 の影響で廃業に踏み切らざるを得ない小商工人を対象に、2020 年 9 月に 50 万ウォンを支給する「再チャレンジ奨励金」制度を導入している。しかし、1 時間のオンライン研修を義務付けるのに対して支給額があまりにも少額であることから、実績は乏しい状況に留まっている。なお 2020 年 12 月には特別被害業種を対象に、約 1 兆ウォン規模の特別賃料融資を発表したほか、各種税金と社会保険料の納付期限を猶予するなどの臨時措置をとっている。

中小企業向け対策——融資支援の拡充とポスト COVID-19 への布石

中小企業一般に関しては、既存の雇用維持支援金の上限引き上げ（2020 年 2 月に休業前の 67%から 75%に引き上げ、2020 年 4 月には 90%に引き上げ）と融資支援枠の拡大といった従来型の金融支援が軸になっている。初期の COVID-19 対策として、政府は 2020 年 2 月 28 日に計 3 兆 1500 億ウォンの金融支援策を発表した。そのうち、1 兆 4200 億ウォンが小商工人向けの「経営安定資金」、6250 億ウォンが中小企業向けの「緊急経営安定資金」の融資にそれぞれ振り分けられた⁹。それに加え、計 1 兆 1050 億ウォンの融資保証も発表

した。いずれも補正予算の編成によって既存の政府融資の枠を大幅に拡充したものであるが、あくまでも COVID-19 の拡散によって資金繰り難に陥りかねない業種をターゲットとした内容である。

特筆すべき取組みとして、2020 年 7 月に発表した「韓国版ニューディール事業」の一環で実施している「非対面（オンライン）バウチャー制度」をあげることができる。COVID-19 の長期化を念頭に、中小企業のテレワークやオンライン研修に使えるクーポン券を支給する内容である。2020 年 8 月に告示した事業計画によると、計 2880 億ウォンの予算で約 8 万社に 400 万ウォン分を支給するとした。2021 年には計 2160 億ウォン規模で約 6 万社に支給する計画を立てている。使途が「非対面（オンライン）サービス券の購入」に限定されているものの、現金支給に近い支援なので予想以上にニーズが多く、2020 年 11 月時点ですでに約 10 万社強が申請している¹⁰。韓国の中小ベンチャー企業部の年次業務計画によると、2020 年度から「デジタル化」と「スマート化」が関連施策の重点項目に位置付けられており、COVID-19 対策と相まってさらに拍車がかかる形となっている。中小ベンチャー企業部の 2021 年予算要求案においても、「デジタル経済」と「非対面（オンライン）」が 5 大重点分野になっている（表 2）。このような中小企業政策においては、従来型の金融支援とポスト COVID-19 を見据えた DX（デジタルトランスフォーメーション）を中心とするインフラ支援が両輪になりつつある。

創業増のアイロニーと制度・慣行要因

COVID-19 のパンデミックにさらされているなか、韓国では創業がむしろ増えている。2020 年 1 月～9 月の創業者数は、前年同期比 21.9%増加した。2019 年からの税制変更によって急増した不動産賃貸業を除いても、2020 年 7 月～9 月には前年同期比 11.4%増となった。業種別では、卸小売業、専門・科学・技術業、情報通信業および不動産業が増加し、宿泊・飲食業と教育サービス業が減少した。2020 年 1 月～6 月まで前年同期比 8.8%減だった製造業も、2020 年 7 月～9 月には同 3.5%増に転じた。年齢別では 30 代未満と 60 代以上の創業が増えた¹¹。巣ごもり需要の拡大に加え、デジタル化の進展とオンライン市場の拡大を新たなビジネスチャンスに活かすための創業増と考えられる。しかし、いわゆる「不況型創業」の増加に過ぎないという見方もある。長期化する COVID-19 の影響で働き先からリストラされたり、不本意ながら事業転換をせざるを得なくなったりした小商工人が増えた結果という指摘である。

一方、地方自治体の許認可データベースによれば、休・廃業者数は 2019 年の約 28 万人から 2020 年に約 24 万人へと、1 年間で 15%も減っている。首都圏の京畿道の場合、2020 年 3 月～10 月に地域密着型の業種（食品・生活・文化業種）において創業者数が前年同期比 38.5%増、廃業者数が 9.4%減になっている¹²。休・廃業が減少している理由としては、

制度上の要因と韓国特有の慣行要因から読み解くことができる。これまで続けてきた営業をたたむには、少なくない撤去費用と権利金（賃借人同士で支払われるプレミアム料）¹³の放棄などサンクコスト（sunk cost）が発生する。それだけでなく、廃業しようとする小商工人が金融機関からの貸付を抱えている場合、廃業の申告と同時にその貸付金を返済しなければならないため、やむを得ず営業を続けるケースが少なくないのが現状である。

弱者保護という方向性とデジタル行政

現政権は、2018年から中小企業政策の枠組みの中で、より弱者である小商工人にフォーカスをあてた支援に注力している。COVID-19対策においても、現金支給のような直接支援を行っている。それに対して、中小企業一般に対しては従来の金融支援が主な内容になっている。政権のスタンスとして、「手厚い弱者保護」が全面に出ているといえる。今後の方向としては、追加の現金支給が検討されるなど弱者支援のさらなる強化と、DXを布石としたインフラ支援に重点が置かれるとみられる。

一方、2回にわたる小商工人への現金支給において、すべての対象者に携帯電話のSMS案内が発信されるなど、デジタル行政情報をベースにした積極行政が全面に活かされている点は示唆に富むものである。個人番号である「住民登録番号」と事業者コードに該当する「事業者登録番号」がすでにデジタル化されており、それに代表者の携帯電話と紐づけしたシステムが構築されていたため、少額ながらも迅速な支給¹⁴を可能にした。■

写真の出典

- 蔚山広域市にて著者の知人（キム・イムソン氏）が撮影（2021年2月6日）。

著者プロフィール

金炫成（きむひょんそん） 中京大学国際学部教授。博士（経済学）。専門は中小・ベンチャー企業分析、韓国研究。最近の著作に、「企業間格差と韓国中小企業の脆弱性——日本との比較——」（韓国語）（『国家と政治』第26輯、2020年）、「4大集積地の比較からみたG-Valleyの特徴と広域クラスター」（『国際教養論叢』第11巻第1号、2018年）、「第4章、韓国：人口の高齢化と高まる長寿リスク」（末廣昭・大泉啓一郎編『東アジアの社会大変動——人口センサスが語る世界』名古屋大学出版会、2017年）など。

注

¹韓国で「中小企業」は小商工人を含む概念である。小商工人保護法は「小商工人」を、中小企業基本法が定める小企業（業種によって売上額10億ウォン～120億ウォン以下）のうち、従業員数が一定未満（業種によって5人～10人未満）の事業者と定めている。一般的に韓国では、

小商工人は自営業者と零細企業というイメージで通用している。推計——関係部処合同（2018年12月20日）「自営業者とともに作り上げた『自営業成長・革新総合対策』」p.28より。

² アジア経済新聞（2021年2月21日 Web 版記事）。

³ 韓国不動産院「商業用不動産賃貸動向調査」。中・大規模は3階建て以上または床面積330m²以上のビル。

⁴ 中小企業中央会（2020年9月）「コロナ19危機対応——小企業・小商工人経営実態調査」

⁵ 金融委員会の報道資料（2021年1月12日）p.5より。

⁶ 一般飲食店、喫茶店、カフェなど。

⁷ 遊興飲食店、ビュッフェレストラン、カラオケ、大型学習塾、スポーツジム、ネットカフェなど。

⁸ SMSの内容——「貴下は小商工人支え木資金の申請対象者です。申請期間は～～～。申請方法は～～～。支援内容は～～～。」。

⁹ 関係部処合同（2020年2月28日）「コロナ19の波及影響の最小化と早期克服のための民生・経済総合対策」p.12より。

¹⁰ 中小ベンチャー企業部の報道資料（2020年11月26日）p.2より。

¹¹ 中小ベンチャー企業部の報道資料（2020年11月24日）p.2より。

¹² edaily 誌（2021年1月11日 Web 版記事）。京畿日報（2020年12月23日 Web 版記事）。

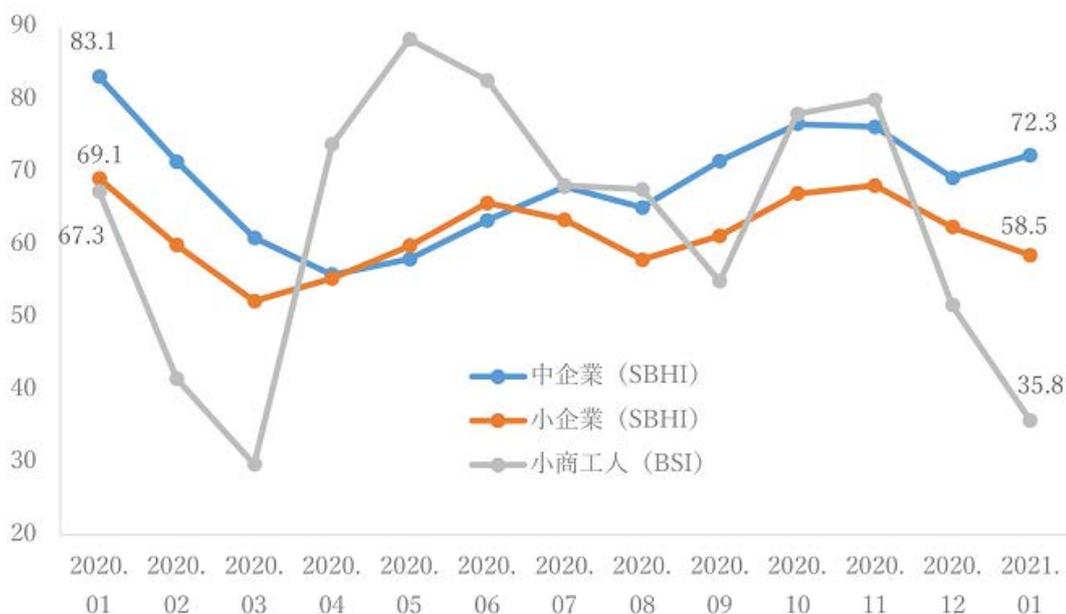
¹³ 法的には認められないものの、韓国社会に根付いているユニークな慣行である。営業権の引受、施設の引受、商圈（立地）の引受などの名目で新しい賃借人が現賃借人に支払うお金である。賃貸人は一切介入しない。権利金が発生しない店舗やオフィスもある半面、繁華街・繁盛店であればあるほど高くなる。

¹⁴ 京畿道で小規模学習塾を営むA氏の場合、政府から届いた「支え木資金」のSMS案内に従ってオンライン申請を行ったところ、わずか3時間後に300万ウォンの入金を確認できた。中小ベンチャー企業部「2021年度中小ベンチャー企業部の業務計画」p.9より。



「COVID-19によって臨時休業します。申し訳ございません」と記された伝統喫茶店の貼り紙。

図1 小商工人・小企業・中企業の景況判断（2020年1月～2021年1月）



(注) 100 以上は前月比「景況改善」、100 未満は「景況悪化」。SBHI は Small Business Health Index の略。BSI は Business Survey Index の略。

(出所) 中小企業中央会「中小企業景気展望調査（実感）」ならびに小商工人市場振興公団「小商工人市場景気動向調査」をもとに筆者作成。

表1 小商工人向け現金支給（2020年9月、2021年1月）

2020年9月～「新たな希望資金」：第2回緊急災難支援金の一環

業種	要件			支給額	対象者（社）数
	小商工人	2019年売上額	売上額減少		
一般業種	○	4億ウォン以下	○	100万ウォン	243.4万
特別被害業種	集合禁止業種	×	×	150万ウォン	15万
	集合制限業種	○	×	200万ウォン	32.3万

2021年1月～「支え木資金」：第3回緊急災難支援金の一環

一般業種		100万ウォン	188万	
特別被害業種	集合禁止業種	「新たな希望資金」と同じ	200万ウォン	11.6万
	集合制限業種		300万ウォン	76.3万

(出所) 中小ベンチャー企業部の報道資料および国会予算政策処（2020年9月）『2020年度第4回補正予算案の分析』などに基き筆者作成。

表2 中小ベンチャー企業部の予算：5大重点分野（2019～2021年案）

重点分野	2019年	2020年		2021年（案）	
	億ウォン	億ウォン	前年比増加率	億ウォン	前年比増加率
計	102,664	133,640	30.2%	173,493	29.8%
1. デジタル経済分野	13,518	18,489	36.8%	21,679	17.3%
2. 非対面（オンライン）分野	6,558	13,518	106.1%	18,115	34.0%
3. 地域経済（商店街）分野	8,202	9,273	13.1%	10,556	13.8%
4. グローバル化（Kブランド）分野	2,239	2,322	3.7%	2,703	16.4%
5. 政策金融分野	61,270	78,186	27.6%	109,115	39.6%
6. その他	27,876	36,965	32.6%	42,699	15.5%

（注）当初予算ベース。

（出所）中小ベンチャー企業部の報道資料（2020年9月1日）p.10に基づき筆者作成。